

野球場利用上の注意事項

- 当球場では軟式球以外の使用はできません。
- 施設外（フェンスの外）でのキャッチボールやバットの素振りなどの練習行為は禁止とします。

■ 施設外へ打球が飛び出ることを防止するため、「飛ぶバット」の使用は禁止とします。（※小中学生は除く）
禁止となる「バット」の詳細は指定管理者にお問い合わせください。（電話番号 0250-38-5019）

- 施設外へ出たボールは必ず回収してください。
- 水路を越えて線路側に入ってしまった場合は、回収はせず指定管理者にご報告ください。JR敷地内にみだりに立ち入る行為は、大変危険であり、また、鉄道営業法違反として処罰されます。
- 近隣の住宅や企業敷地等へ入ってしまったものは、必ず声かけ・挨拶をしてから回収し、施設管理者に回収の有無を必ずご報告ください。ただし、不在の場合は無断で敷地内に入らず、施設管理者にご相談ください。
- 事故発生時には、利用者又は大会主催者の責任を問われる可能性がありますので、万一に備え賠償保険等への加入をお勧めします。
- 第三者への人身・物損事故があった場合は、速やかに応急処置を行い、誠意をもって事後処理の協議に応じてください。※施設管理者に必ずご報告ください。
- 利用時間終了までにグラウンド整備を終えてください。

※上記事項については、事前に利用者全員で確認のうえ、ご利用ください。

以上の事項を守っていただけない場合は、今後の使用をお断りする場合がありますのでご注意ください。

新潟市小須戸運動広場野球場
指定管理者
山の手コミュニティ協議会
施設設置者
新潟市秋葉区役所 地域総務課